

平成20年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	1. 税等の払戻及び加算金等支払経費			参事	
項	1. 総務管理費	細事業名				副主幹	
目	21. 諸費	担当課・係	収税課	(執行課: 収税課)		担当	
						連絡先	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金								一般財源
要求額	228,802	384,049	要求	228,802								155,247
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)			施策								
				施策体系コード				事業番号				
				総事業費				事業期間				
				年度別事業費								
				(事業実施に関する根拠法令) 地方税法								

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 平成19年の所得について、課税総所得金額及び申告分離課税に係る課税所得金額を合わせて、所得税における課税所得のない者が対象とされ、平成19年度課税の市県民税を税源移譲前で再計算を行い、減額となった金額を、市町村長が還付又は充当を行う。	(事業の目的) 国から地方へ税源移譲が行われ、平成19年1月から所得税が減り、その分市県民税が増額となった。しかし、平成19年の所得が減少し所得税が課税されない者は、市県民税だけが増額となり、所得税からの軽減が受けられないため、この対象者の平成19年度の市県民税を税源移譲前で再計算し、減額になった金額を還付及び充当を行う。	(事業の効果) 減額措置は、平成19年の所得が特に低い者に配慮されたもので、税負担の公平性が図られる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 平成18年度と平成19年度の課税データで試算。